

令和7年度第2回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

1 日 時：令和7年10月28日（火）14時00分～14時45分

2 場 所：消防防災合同庁舎5階 大会議室

3 出席者：12名

片平 恵美 委員、本田 郁代 委員、久石 保 委員、吉武 穎子 委員、
神野 啓 委員、白川 達也 委員、三木 由紀子 委員、石倉 理恵子 委員、
原 寿也 委員、篠原 弐嘉 委員、青木 隆明 委員、沢田 友子 委員、

欠席者：9名

越智 克範 委員、亀井 夏代 委員、神野 恵子 委員、宮前 港 委員、
沼田 博之 委員、鴻上 基志 委員、原 直人 委員、小野 浩二 委員、
羽田 雅晴 委員、

事務局：人権擁護課 鍋井 慎也、越智 憲一、鈴木 太朗、

4 傍聴者：なし

5 協議題：（1）「新居浜市人権施策基本方針」第三次改訂（案）について
（2）その他

6 議事内容

会長：皆さん、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただ今から「令和7年度第2回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。私は、当審議会の会長の原でございます。本日の会議を、委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、会議の公開につきましては「新居浜市審議会の公開に関する要綱」第3条の規定により原則公開することとなっており、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。ただし、今後、審議の内容によっては、会長が審議会に諮り、非公開とすることもございます。次に本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」第5条第2項の規定により、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっております。本日は、委員総数21名に対して12名の出席となっており、過半数に達していることをご報告いたします。本日は、越智委員さん、亀井委員さん、神野恵子委員さん、沼田委員さん、鴻上委員さん、につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。本日の会議では9月1日に開催しました第1回審議会に引き続き、「新居浜市人権施策基本方針第三次改訂」案について、ご審議いただきたいと思います。委員の皆様には、事前に「新旧対照表」及び「第三次改訂案」を会議資料として事務局か

ら送付させていただきましたが、本日の審議会の進行及び配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

会長：ただ今、事務局から、本日の審議会の進行及び配布資料について説明がありました。説明のとおりに、項目順にご審議させていただいてもよろしいですか？

ご了承いただけましたので、事務局から項目順に、修正内容等について説明をいただき、ご審議をお願いしたいと思います。まず、「はじめに」から「新居浜市人権施策基本方針の概要」までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

会長：ただ今、事務局から説明がありました「はじめに」から「新居浜市人権施策基本方針の概要」までについて、ご意見やご質問等はありませんか？

<意見なし>

ご質問が無ければ、引き続き「1 基本方針の必要性」から「4-1 人権施策の推進方針」までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

会長：ただ今、事務局から説明がありました「1. 基本方針の必要性」から「4-1 人権施策の推進方針」までについて、ご意見やご質問等はありませんか？

<意見なし>

他にご意見が無ければ、引き続き、「人権問題に対する分野別施策」のうち「1 部落差別」から「4 障害のある人の人権」までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：<資料に基づき説明>

会長：ただ今事務局からご説明がありました「1 部落差別」から「4 障害のある人の人権」までについて、ご意見やご質問等はありませんか？

委 員： 意見といいますか、凄く良かったと思う所なのですが、「子ども」とか「高齢者」とかいうよりも「～の人権」とすることで、中身や目的がよりはっきりするので、この表現にしてとても良かったと思います。

会 長： 他にご意見やご質問等はありませんか？

＜意見なし＞

無ければ、引き続き「人権問題に対する分野別施策」のうち「5女性の人権」から「9刑を終えて出所した人に対する偏見や差別」までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料に基づき説明＞

会 長： ただ今、事務局から説明がありました「5女性の人権」から「9刑を終えて出所した人に対する偏見や差別」までについて、ご意見やご質問等はありませんか。

委 員： 15Pの女性の人権のところですが、男女共同参画基本計画の見直しを審議会でおこなっておりまます。その中で出てきた言葉で「アンコンシャス・バイアス」と新しい言葉付け加えられました。この言葉については、令和4年頃から国の方でも調査がおこなわれまして、内閣府の方でも使われている言葉ということで、意味は無意識の思い込みだそうです。それで、もし良かったら下から6行目の「固定的性別役割分担意識」と「解消」の間に「や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」と入れて、「～の解消の為の男女共同参画に向けた意識改革の促進が必要と考えています。」という風に言葉を付け加えることができるか提案したいと思います。もし、そこが付け加えることになれば17Pの政策の基本方向の（ア）から（カ）も、男女共同計画参画と同じ項目になっているので、（イ）男女共同参画の意識づくりの2行目も「固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の改革に努め」という風にこの言葉を入れていただけないかと提案させていただきたいと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。男女共同参画基本計画の中間見直しの審議会が昨日あったようなので確認します。市が行う施策なので整合性をとる必要があり、言葉を付け加えることは問題ないかと思います。表現についても整合性をもたせた形に修正します。よろしいでしょうか。

会長：他にご意見やご質問等ございませんか？

＜意見なし＞

他にご意見が無ければ引き続き、「人権問題に対する分野別施策」のうち「10インターネット上の人権侵害」から「15その他」までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料に基づき説明＞

会長：ただ今、事務局から説明のありました「10インターネット上の人権侵害」から「15その他」までについて、ご意見やご質問等はありませんか？

＜意見なし＞

他にご意見が無ければ、今後の基本方針改訂までのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料に基づき説明＞

会長：ただ今事務局から説明のありました今後の基本方針改訂までのスケジュールについて、ご意見やご質問等はありませんか？

＜意見なし＞

今回の審議会の日程につきましては、改めて委員の皆様へご連絡させていただきます。それでは議題2「その他」に移りたいと思います。せっかくの機会ですので、委員の皆さんから、本日の議題以外の内容で、何でも構いません、ご意見等はございませんか。

＜意見なし＞

他にないようですのでそれでは、皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。